

鹿屋市畑地高度利用促進事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市畑地高度利用促進事業補助金交付要綱（令和5年鹿屋市告示第203号）の一部を次のように改正する。

第2条から第7条までを次のように改める。

（補助対象者）

第2条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件の全てを満たす農業者とする。

- (1) 市内に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に登録されていること。
- (2) 受益地内の畑かん水を開栓した畑において、さつまいも等の春夏作（飼料作物を除く。）の後に、秋冬作として、秋ばれいしょ、若掘りごぼう、キャベツ、秋かぼちゃ、だいこん、ブロッコリー、にんじん（以下「対象作物」という。）を作付けすること。
- (3) 市税の滞納がないこと。

（事業の種類等）

第3条 補助金の対象となる事業の種類、補助要件、補助対象経費、補助金の額は、別表のとおりとする。

（補助金の交付申請）

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、鹿屋市畑地高度利用促進事業補助金交付申請書（別記第1号様式）に鹿屋市畑地高度利用促進事業実績書（別記第2号様式）その他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定及び額の確定）

第5条 市長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、補助金の交付決定及び額の確定を行い、その旨を鹿屋市畑地高度利用促進事業補助金交付決定及び交付確定通知書（別記第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第6条 前条の通知を受けた者が補助金を請求しようとするときは、請求書（別記第4号様式）に市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

第8条から第10条までを削る。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第3条関係）

事業の種類	補助要件	補助対象経費	補助金の額	
			対象作物	10アール当たり単価
畑地高度利用促進支援事業	<p>受益地における対象作物の輪作に取り組んだ面積に対して助成する。</p> <p>1ほ場につき同一対象作物1回限りの申請とする。</p>	対象作物の種苗の購入に要する経費	秋ばれいしょ	1,500円
			若掘りごぼう	5,500円
			キャベツ	5,500円
			秋かぼちゃ	5,500円
			だいこん	7,000円
			ブロッコリー	14,500円
			にんじん	15,000円
面積拡大支援事業	<p>上記事業に取り組んだ者において、対象作物を拡大した面積に対して助成する。</p> <p>受益地以外で対象作物を拡大した面積においても補助対象とする。</p>	面積拡大に要する対象作物の肥料及び農薬の購入経費	秋ばれいしょ	17,000円
			若掘りごぼう	28,000円
			キャベツ	28,000円
			秋かぼちゃ	23,000円
			だいこん	25,000円
			ブロッコリー	21,000円
			にんじん	26,000円

備考 補助金の額は、上表に掲げる対象作物の区分に応じて10アール当たり単価を当該対象作物の作付合計面積（その面積に1アール未満の端数があるときは、これを切り捨てた面積）に乗じて得た額とする。

別記第 1 号様式及び別記第 2 号様式及び別記第 3 号様式及び別記第 4 号様式を次のように改める。

別記

第1号様式（第4条関係）

年 月 日

鹿屋市長 様

申請者 住 所

氏 名

電話番号

鹿屋市畑地高度利用促進事業補助金交付申請書

鹿屋市畑地高度利用促進事業補助金の交付を受けたいので、鹿屋市畑地高度利用促進事業補助金交付要綱第4条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額 円

2 添付書類

- (1) 鹿屋市畑地高度利用促進事業実績書（別記第2号様式）
- (2) その他市長が必要と認める書類

第2号様式（第4条関係）

鹿屋市畑地高度利用促進事業実績書

1 事業内容

(1) 畑地高度利用促進支援事業

春夏作品目	秋冬作品目	面積 (a)	単価 (円/10a)	補助金 (円)	備考
合 計					

注1 秋冬作品目及び単価は、下の表のとおりとする。

秋冬作品目	単価	秋冬作品目	単価
秋ばれいしょ	1,500円/10a	だいこん	7,000円/10a
若掘りごぼう	5,500円/10a	ブロッコリー	14,500円/10a
キャベツ	5,500円/10a	にんじん	15,000円/10a
秋かぼちゃ	5,500円/10a		

2 面積に1アール未満の端数があるときは、これを切り捨てた面積とする。

(2) 面積拡大支援事業

品目	前作作付 面積 (a)	今作作付 面積 (a)	単価 (円/10a)	補助金 (円)	備考
合 計					

注1 品目及び単価は、下の表のとおりとする。

秋冬作品目	単価	秋冬作品目	単価
秋ばれいしょ	17,000円/10a	だいこん	25,000円/10a
若掘りごぼう	28,000円/10a	ブロッコリー	21,000円/10a
キャベツ	28,000円/10a	にんじん	26,000円/10a
秋かぼちゃ	23,000円/10a		

2 面積に1アール未満の端数があるときは、これを切り捨てた面積とする。

2 添付書類

- (1) 受益地で耕作したことを証明する書類（農地基本台帳、作業日誌等）
- (2) 面積を拡大したことを証明する書類（確定申告書、決算書等）
- (3) 市税の滞納がないことを証明する書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

第3号様式（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

鹿屋市長 印

鹿屋市畑地高度利用促進事業補助金交付決定及び交付確定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった鹿屋市畑地高度利用促進事業補助金については、鹿屋市畑地高度利用促進事業補助金交付要綱第5条の規定により下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1 交付決定額 円

2 交付確定額 円

3 交付の条件

鹿屋市畑地高度利用促進事業補助金交付要綱に違反し、又は不正の手段により補助金を受けたことが判明した場合は、交付した補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

第4号様式（第6条関係）

請 求 書

金 円

ただし、 年 月 日付け 第 号の鹿屋市畑地高度利用促進事業補助金交付決定及び交付確定通知書に基づく鹿屋市畑地高度利用促進事業補助金

上記のとおり請求します。

年 月 日

住所
氏名

印

鹿屋市長 様

金融機関名	銀行・信金・信組・農協・漁協・労金
支店名	本店・支店・支所・代理店・出張所
口座区分	1 普通 2 当座 3 その他 ()
口座番号	
フリガナ	
口座名義人	

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。